

原 安 第 2 4 7 号 の 1  
令和 3 年（2021 年） 6 月 7 日

さよなら原発！佐賀連絡会 代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

質問書に対する回答について

2021 年 3 月 11 日付けで提出のあった質問書については、別紙のとおり回答します。

2021年3月11日付け質問書への回答

質問1. ①

「原子力に関わるすべての者が二度と福島のような事故を起こさないという強い気持ちで、緊張感を持って取り組まなければならないというのが変わらぬ思いだ。事故を決して風化させないという強い気持ちを持ち続け、原発立地県の知事として、県民の安全を大切にして原子力発電所と真摯に向き合っていく（2日、井上議員への答弁）」と、いわば精神論を強調されますが、「強い気持ちと緊張感」だけで重大事故が防げるわけではないのは自明です。原発事故のリスクは社会の維持のためやむを得ないとお考えなのでしょうか。

(答)

- 原子力発電に関しては、その依存度を可能な限り低減し、再生可能エネルギーの導入を進める取組を進めていくべきと考えています。
- しかしながら、再生可能エネルギーはその安定供給等に課題があり、エネルギー自給の観点で考えると、現時点においては、一定程度、原子力発電に頼らざるを得ない状況にあると考えています。
- 玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会により新規制基準に基づく審査が行われた結果、運転に求められるレベルの安全性が確認され、運転が行われているものと考えています。

質問1. ②

原発稼働容認だった佐藤雄平福島県知事（事故当時）の時に福島原発事故は起こりました（前任はプルサーマルに反対した佐藤栄佐久知事）。知事は、佐藤雄平前知事にも事故に対して何らかの責任はあるとお考えでしょうか。同じく原発稼働に対して県民を代表して意見を述べる責任を負われる行政官としてお訊ねします。

(答)

- 原子力発電所の事故の責任については、一義的には事業者が負うべきものと認識しています。
- また、国は、法令に基づき、原子力発電所の規制と監督の責任を負っていると認識しています。

- 原子力発電所については、新規制基準に基づく安全対策が求められており、原子力規制委員会が規制基準への適合性を確認した上で運転が認められているものと認識しています。
- 原子力規制委員会においては、「原子力施設の安全性は、最新の科学的知見に基づき不断に向上させるべきものと考えており、今後、新たな知見が得られた場合には必要に応じて基準に取り込み、事業者に対し追加対策を求めてまいります。」とされており、事業者に対して安全対策の向上のための不断の取組を求めています。
- 県としても、九州電力に対し常に緊張感を持った取組を求めるとともに、九州電力の安全に対する取組を注視していきます。

質問2. ①

知事は18日の所信表明で「このJCOの事故をきっかけに、原子力災害対策特別措置法が制定され、国全体が原発事故というものにしっかりと向き合いながら対応してきたにもかかわらず、再び事故は起こりました」と述べられましたが、国会事故調報告書にもあるように保安院が「規制の虜（規制機関が被規制側の勢力に実質的に支配されてしまうような状況）」になってしまっていた問題や、東電刑事裁判では経営側が津波の危険性に何の対策も取らなかったばかりでなく、隠ぺい工作まで行っていたことが明らかになっています。国全体が原発事故が起こる可能性にしっかりと向き合わなかったから、福島原発事故は起こったと私たちは考えますが、この知事の所信表明での認識（下線部）は、上記事実とも、また原子力規制委員会設置法の主旨とも異なり、根本的な誤りではないでしょうか。

(答)

- 御指摘の発言については、平成11年9月に発生したJCO臨界事故の教訓等を踏まえて原子力災害対策特別措置法が制定され、国、原発立地自治体等が原子力防災対策等に取り組んできたところ、平成23年3月に東京電力福島第一原子力発電所事故が起こったということを述べたものであり、内容に誤りがあるとは考えていません。

質問. 2②

もし知事が述べられたように「しっかり対応しても」重大事故が起こるのであれば、そもそも原発は動かしてはならないのではないのでしょうか。

(答)

- 新規制基準は、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省や国内外からの指摘を踏まえて策定されたものであり、玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会により新規制基準に基づく審査が行われた結果、運転に求められるレベルの安全性が確認され、運転が行われているものと考えています。
  
- また、原子力規制委員会による新規制基準に基づく適合性審査においては、重大事故対策や大規模損壊時の対応も含めて、必要な設備、手順等が確認されています。

質問3.

県は九州電力に「全社を挙げて安全意識を共有していくこと」について申し入れを行っていますが、2月20日、旧唐津発電所で立て続けに同じ場所で2度の転落死事故が起こっています。この事態は私たちに、九州電力は重大事故に対応できないという疑問を抱かせます。死亡事故を繰り返す原因の徹底究明と、それから得られるであろう教訓については、原発についても総点検が必要と考えますが、知事はどうお考えですか。

(答)

- 九州電力において、旧唐津発電所での転落事故の原因調査の結果、新たな課題や改善すべき点等が判明した場合は、玄海原子力発電所での作業にも反映するよう申し入れています。

質問4. ①

日本で唯一解体が終了したJPDR日本原子力研究所動力試験炉(電気出力1.5万kW、BWR)の廃炉ごみ(注)は敷地内の保管施設で管理されていて、今も廃炉ごみの処分場はないようです。玄海原発1、2号機の廃炉ごみは、すでに廃炉作業中ですが、どこにどのようにして処分・管理されますか？

(注)「廃炉ごみ」とは、原子炉の解体などで生じる廃棄物のうち、低レベル放射性廃棄物で放射能レベルが100ベクレル/kg以上のもの。

(答)

- 玄海原子力発電所1、2号機の廃止措置に伴い発生する放射性固体廃棄物については、廃止措置計画認可申請において「廃止措置終了前の早い時期に、搬出検査を行った後廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。廃棄先は、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定する。」とされており、県としては、しっかりとその取組を注視していきます。
  
- なお、現在、玄海原子力発電所1、2号機は、第1段階の「解体工事準備期間」にあたり、放射性物質による汚染がない2次系設備の解体撤去が行われています。そこで発生した廃棄物は、御指摘の「廃炉ごみ」ではありません。

質問4. ②

玄海原発に隣接して造成されている12haの土地が、廃炉ごみの置き場にならないという保証がありますか。また、この12ヘクタールの土地を九電が廃炉ごみの置き場として使うことは可能ですか。その条件は何でしょうか。

(答)

- 玄海原子力発電所に隣接する土地の利用については、九州電力から、次のとおり活用すると説明を受けています。
  - ・ 緊急時に外部から支援資機材を受け入れる場所、作業員の詰所等を設置
  - ・ 定期検査の資機材、予備品等を保管する場所としても使用し、そのための建屋を設置
  
- また、放射性固体廃棄物を原子力発電所の敷地外で埋設処分するためには、法令に基づき、埋設事業に関する原子力規制委員会の許認可が必要であると認識しています。

質問5.

昨年7月知事は規制委員会に、検査で関係自治体が直接関与できる仕組みの構築を申し入れたそうですが、「簡単に言うと、県のほうから検査に行くということのプッシュができるようにという制度を内蔵すべきではないかということ」と井上議員に答弁されていますが、「関係自治体が直接関与できる仕組みの構築」とは具体的にどういうことを考えておられますか。

(答)

- 現時点では、関係自治体が検査内容、検査時期等について国に要請できるようにするとともに、あわせて、自治体職員も検査に同行できるようにすることを求めています。

質問6.

知事は「原子力発電への依存度を可能な限り低減していくためにも、再生可能エネルギーの導入等を積極的に促進していくべき」(2017年4月24日、「玄海原発稼働について」と述べられています。私たちは再エネ問題とは無関係に原発は止めるべきと考えますが、しかし知事の再エネ積極促進の方針にも反する事態が生じています。

昨年末から今年1月にかけて、卸電力市場での取引価格が異常に高騰、1キロワット時あたり最大で251円(2019年度の取引平均価格の約30倍)にまで跳ね上がり新電力は大打撃を受けました。原因は卸電力市場運営の不透明さや、海外では行われている「発電と販売の分離」が日本では導入されず大手電力に圧倒的な市場支配力があるため、と考えられています(2月21日の朝日新聞)。

新電力が減少すれば再生可能エネルギーの拡大も弱まりますし、電気料金が高騰する恐れもあります。知事はこの問題をどのようにお考えですか。

(答)

- 電力の安定供給は、国民の生活にとって必要不可欠なものであることから、国の責任においてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。